

筑紫野市公共施設 LED 照明設備リース事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 8 月

筑 紫 野 市

1. 事業の目的

低炭素・脱炭素社会の形成に向けて、第三次筑紫野市環境基本計画等に基づき、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス削減に取り組むとともに、令和9年末に一般照明用蛍光灯の製造・輸出入が禁止となる国際的な背景も踏まえ、公共施設をまとめてLED化することで環境負荷の低減と財政負担の軽減を図る必要が生じている。

そのため、公共施設の照明設備を賃貸借方式によりLED照明に更新するにあたり、優れたノウハウを生かした提案内容や実施体制等を総合的に判断し、最適な者を選定するため、公募型プロポーザル方式により、照明設備の賃貸借（リース）及び維持管理等に関して一括提案する事業者を広く募集する。

2. 事業の概要

(1) 事業名称

筑紫野市公共施設LED照明設備リース事業

(2) 事業の内容

「筑紫野市公共施設LED照明設備リース事業仕様書」のとおり

(3) 対象施設及び照明器具の種別、数量

「筑紫野市公共施設LED照明設備リース事業仕様書 別紙1」のとおり

(4) 工事完了期限

契約締結の翌日から令和10年3月31日まで

(5) 賃貸借期間

令和10年4月1日から令和20年3月31日まで（120か月）

(6) 提案限度額

231,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10%）で計算するものとし、契約期間中に税制改正が行われた場合は、関係法令に基づき、その都度、協議により対応を決定するものとする。

(7) 本事業の担当課（事務局）

筑紫野市 企画政策部 企画政策課 企画政策担当

郵便番号 818-8686

所在地 筑紫野市石崎一丁目1番1号

電話 (092)923-1111

ファックス (092)923-1134

E-mail kikaku@city.chikushino.fukuoka.jp

なお、本事業全体の進行管理、連絡調整等は企画政策課で行うが、各公共施設の詳細については、企画政策課の指示のもと各施設の所管課と協議、調整を行うものとする。

(8) 業務のスケジュール（予定）

実施内容	実施期間
実施要領等の配布	令和 8 年 8 月 18 日(火)
実施要領等に関する質問受付期間	令和 8 年 8 月 18 日(火)～8 年 9 月 2 日(水)
現地事前調査受付期間	令和 8 年 8 月 18 日(火)～8 年 8 月 24 日(月)
現地事前調査期間	令和 8 年 8 月 26 日(水)～8 年 9 月 1 日(火)
実施要領等に関する質問回答	令和 8 年 9 月 4 日(金)
参加表明書等受付期間	令和 8 年 8 月 18 日(火)～8 年 9 月 8 日(火)
企画提案書受付期間	令和 8 年 9 月 9 日(水)～8 年 9 月 16 日(水)
プレゼンテーション審査	令和 8 年 9 月下旬
審査結果通知（優先交渉権者の選定）	令和 8 年 10 月上旬
契約締結	令和 8 年 10 月中旬予定
工事期間	令和 10 年 3 月 31 日(金)まで
リース期間	令和 10 年 4 月 1 日(土)～20 年 3 月 31 日(水)

3. 業者選定方式

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 選定手順

筑紫野市公共施設 LED 照明設備リース事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書等の内容の聴取等（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、技術的に最適な者（以下「最適者」という。）及び次点者を選定する。

審査の結果、その評価が一定の基準に満たなかった場合は、最適者及び次点者を特定しない。また、企画提案書等を提出する者が 1 者の場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

(3) 役割と業務

①本事業で必要とする役割と分担業務は次のとおりとする。

a リース役割

照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続

b 調査設計役割

調査・設計業務

c 機器納入役割

照明器具及び付属品の製造

d 施工管理役割

建設業法に関わる有資格者配置および施工管理に係る業務

e 施工役割

照明器具の施工に関わる工事の役割（複数でも可）

f その他の役割

上記 a～e 以外の本事業に必要とされる業務

②プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、① b、c、d、e、f の役割を明らかにすること。

③補足事項

a グループの代表者は、リース事業者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。

b 各役割（リース役割は除く。）は、複数事業者での構成も可とする。

c 事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。

d 参加表明書の提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、リース事業者、及び本仕様書に記載された内容を除き、本市が認めたときはこの限りではない。

4. 参加資格

筑紫野市公共施設 LED 照明設備リース事業プロポーザル実施要綱第 3 条に規定する参加資格を全て満たすこと。「3. 業者選定方法 (3)役割と業務」の規定による委託先事業者についても同様とする。

5. 参加に関する留意事項

(1) 費用負担

企画提案書の作成等、本プロポーザルへの参加に要する経費は参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は、参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 本市からの提供資料

本市が提供する資料は、参加に係る準備、検討以外の目的で使用してはならない。

なお、原則、本事業の対象施設の平面図の資料配布は行わず、以下の期間、市企画政策課窓口において閲覧することができる。

【閲覧期間】

令和 8 年 8 月 18 日(火)～令和 8 年 9 月 16 日(水)

午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。(土・日曜・祝日を除く)

(5) 企画提案

1 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の参加者の構成員になることの禁止

参加者の構成員は、他の参加者の構成となることができない。

(7) 提出書類

提出書類については、後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

6. プロポーザル参加表明書の提出

(1) 提出書類

ア 様式第1号「参加表明書」及び次の添付資料を併せて提出すること。なお、添付資料には、各々の書類符号を記したインデックスを付け、提出すること。

a 様式第2号会社概要書

b 様式第3号グループ構成表

c 様式第4号LED照明灯導入事業業務実績(契約書の写し等確認できる書類添付)
※導入実績が豊富にある場合は、主な実績のみの記載でも可。

d 様式第5号誓約書

e 商業登記簿謄本

※現に効力を有する部分の謄本で、受付日前6か月以内に発行されたもの。

f 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ、事務所が複数ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出する。

g 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸表を綴じたもの。

h 事業者間の業務分担に関する合意書(任意様式)

※共同事業体を構成する場合には、別途本市に提出すること。なお、合意書には、共同事業体すべてが本市に対し、法令上可能な範囲で連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

※リース事業者は、a～hの書類を添付し、その他業者及び器具メーカー者は、a、gの書類を添付すること。

※ただし、リース事業者以外で令和8年度筑紫野市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者は、a、g不要とする。

- (2) 提出部数 正本 1 部
- (3) 提出期限 「2. 事業の概要 (8) 業務のスケジュール (予定)」のとおりに
- (4) 提出方法
持参又は郵便 (郵送の場合は、締切日に必着のこと。)
受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで (土・日曜・祝日を除く)
- (5) 提出先
上記 2. 事業の概要 (7) 本事業の担当課 (事務局)
- (6) 申請内容に変更が生じた場合は、様式第 8 号「参加表明書変更届」及び変更した内容等を証明できる書類 (任意書式) を提出すること。なお、申請期限以降の提出書類の差替え、訂正及び再提出は原則として認めない。
- (7) 参加表明書提出後において、辞退する場合は、様式第 9 号「参加表明辞退届」を提出すること。

7. 現地事前調査について

現地事前調査を希望する場合は、「現地事前調査参加申込書 (様式第 10 号)」に記載の上、電子メールにより提出すること。提出の際は電子メールの件名を「現地調査参加申込 (会社名)」とし、ファイル名を「会社名_現地調査申込書」とすること。

- (1) 受付期間
「2. 事業の概要 (8) 業務のスケジュール (予定)」のとおりに
- (2) 実施期間
「2. 事業の概要 (8) 業務のスケジュール (予定)」のとおりに
※平日のみ。ただし各施設の休館日は除く。
- (3) 提出先
仕様書 別紙 1 「対象施設一覧表」に記載された施設管理課
- (4) 配布資料・平面図
「5. 参加に関する留意事項 (4) 本市からの提供資料」のとおりに
- (5) その他
 - ①申込後、施設所管課にて日程調整を行い、調査日を連絡する。
 - ②現地事前調査は、施設管理課および施設管理者の指示に従って行う。なお、日程によっては調査が行えない箇所が発生する場合がある。
 - ③現地調査は既設の器具の位置や形状といった概要の目視による確認及び平易な計測を目的とする。質問等がある場合には、「仕様等に関する質疑書 (様式第 7 号)」を使用して質問すること。
 - ④参加人数は 1 応募者につき 5 名までとする。
 - ⑤現地調査は 2 社以上の合同で実施する場合がある。
 - ⑥複数施設を調査する場合において、施設所管課が複数にまたがるときは、施設所管課

ごとに参加申込書を作成し、各課へ提出すること。

⑦現地調査は任意とし、本プロポーザル参加にあたって現地調査への参加は必須ではない。

8. 質問及び回答について

本プロポーザル参加表明書等に関する質問及び企画提案書等に関する質問を次のとおり受付ける。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受付けない。また、質問等を含む問い合わせを施設管理課や施設管理者へ連絡することは認めない。

(1) 提出書類

様式第7号「仕様等に関する質疑書」

(2) 提出期限

「2. 事業の概要（8）業務のスケジュール」のとおり

(3) 提出方法

電子メールのみ。なお、送信後、電話にて必ず受信確認を担当課（事務局）に行うこと。

件名は、「仕様等に関する質疑書（公共施設 LED 照明設備リース事業）」とし、仕様等に関する質疑書を添付し、送信すること。

受付時間は午前8時30分から午後5時00分までとする。（土・日曜・祝日を除く）

(4) 提出先

「2. 事業の概要（7）本事業の担当課（事務局）」宛に提出するものとする。

(5) 回答日

「2. 事業の概要（8）業務のスケジュール」のとおり

(6) 回答方法

回答については、電子メールにより全参加表明者に対し回答するものとする。なお、回答に対する再質問は受付けない。

9. 企画提案書について

(1) 作成要領

ア 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に定めるものとし、原則として A4 判の縦に横書きとする。なお、文字フォントは 11 ポイント以上とすること。

イ A4 判以外の資料等については、A4 判サイズに折り込むこと。

ウ 企画提案書は、提出以降の差替え及び再提出は認めない。

エ 採用した企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属するが、市は無条件でその使用权を持つ。

オ 受理した書類は返却しない。

カ 受理した企画提案内容及び実施方法については、原則、変更は認めない。ただし、現場の状況及び不測の事態によりこれによりがたい場合は、企画提案者と市で協議する。

(2) 企画提案書の構成

①導入スケジュール

令和 8 年度に各施設の現地調査開始、詳細協議、契約の締結、更新工事及び賃貸借の開始等の一連の工程表を任意の様式にて提出すること。

②施工計画に関する提案

a 施工方法・作業期間

仕様書 別紙 1「対象施設一覧」に示した施設又は用途ごとに、施工方法や作業期間等について配慮又は工夫する点を記載すること。

b 施工体制

工事全体に占める筑紫野市内の事業者が請け負う工事費の割合など市内事業者の積極的な活用及び地域経済の活性化に資する点を記載すること。

c 品質管理

施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法及び基準値等について記載すること。

d 連絡体制

災害や事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

③使用機器に関する提案

施設、用途又は器具種別ごとに、どのような基準で照明器具を選定するか記載すること。また、必要に応じて、器具の姿図や性能等が分かる資料を添付すること。

添付する資料については、(1)に規定する書式等に拠る必要はないが、枚数が過剰とならないよう簡潔にまとめること。

④物品保守に関する提案

a 保守体制

不具合時の対応体制について記載すること。また、筑紫野市内の電気工事事業者の積極的な活用を踏まえた体制とすること。

b 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

⑤その他の提案

①～④までの内容以外に、本市にとって有益性のある提案があれば記載すること。

(例：賃貸借契約終了時の照度保証、機能の追加、削減効果の検証等)

(3) 見積書の内訳（任意様式）

施設ごとの金額、照明器具ごとの単価及びそれにかかる施工内訳が分かる内訳明細書

を添付すること。ただし、大規模な仮設足場等で照明器具の単価として加算することがふさわしくないものについては、別項目で計上するものとする。

(4) 提出資料

次のアからオまでの各々の書類符号を記したインデックスを付け、A4判の縦ファイルに綴じたものを提出すること。また、電子データ（CD-ROM）も併せて提出すること。

ア 様式第2号会社概要書

イ 様式第4号 LED 照明灯導入事業業務実績（契約書の写し等確認できる書類添付）

ウ 様式第6号企画提案書

仕様書に示す項目について提案すること。（独自の提案項目がある場合は併せて提案可とする。）

エ 施工体制表（任意様式）

オ 見積書（任意様式）

各費用の積算が確認できる見積書。

(5) 提出部数2部（正本1部副本1部）

正本には記名・押印のこと。副本はコピー可とする。

(6) 提出期限 「2. 事業の概要（8）業務のスケジュール」のとおり

(7) 提出方法 持参又は郵便（郵便の場合は、締切日に必着のこと。）

受付時間は午前8時30分から午後5時まで（土・日曜・祝日を除く）

(8) 提出先 「2. 事業の概要（7）本事業の担当課（事務局）」

(9) 企画提案書等のポイント

ア 地元企業の活用等

a 筑紫野市内の業者を積極的に活用し、その活用方法は適切か

b 筑紫野市内の業者への発注割合はどのくらいか

イ 事業の進め方、体制

a 共同事業体内における役割分担は明確になっているか

b 市との連絡及び調整が速やかに行える体制となっているか

c 適切な業務計画となっているか

d 業務の効率化を図り、工期を短縮させる努力がなされているか

ウ 事業の提案額

a 提案内容の金額に妥当性があり、提案額が適切に設定されているか

b 各施設毎に詳細な見積内訳書があるか

エ リース期間中の考え方

a 照明灯の不具合に迅速に対応できる維持管理体制の構築ができるか

b 直管ランプ交換での不具合発生におけるリスク対策はできているか

オ LED 導入による効果

a 製品性能及び電気料金・CO₂削減量

※各施設の点灯時間と日数は、仕様書 別紙 1 を参考に各施設毎に作成すること。

カ 過去の実績

a 他自治体における LED 照明灯導入実績

キ 独自の工夫

a 参加者の提案に独自性があり筑紫野市にとって有益か

b 施設環境・利便性を考慮した提案となっているか

10. 優先交渉権者の選定について

契約の優先交渉権者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、審査委員会において、本要領で定める企画提案書等を審査し、契約の優先交渉権者 1 者を選定する。

(1) 審査方法

提出書類及び企画提案内容等を審査した結果、契約の優先交渉権者 1 者を選定する。

a 審査委員会において実施要領に基づき、プレゼンテーションを実施し審査する。

b 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

c プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で説明によるパソコン及びプロジェクターの使用は許可する。その場合、スクリーン及びプロジェクターは市が準備する。

d プレゼンテーションの開始時間、会場等詳細は後日連絡する。

(2) 審査項目

別紙プロポーザル審査要領のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

「2. 事業の概要 (8) 業務のスケジュール」のとおり電子メールにて送信して通知するとともに正式な書面については、後日発送する。

また、決定した優先交渉権者及び次点者については、市ホームページで公表する。